

(2) 開発行為 及び 土砂又は砂利の採取（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更）

景観形成基準	
形質変更全般	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 良好な景観を形成している樹木、河川等を保全し、修景に活用するように努める。 <input type="checkbox"/> 地形の改変をできる限り少なくし、従来地形を活かすように努める。 <input type="checkbox"/> 長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ず法面・擁壁が生じる場合は、できる限り垂直擁壁を避け、高さを低くし、緩やかな勾配とする。また、法面、擁壁周辺の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 宅地開発は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにゆとりを持たせ、その場所の特性を活かすように配慮する。
土取り	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置や方法を工夫し、行為地周辺の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 採取後は、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行うこと。

(3) 木竹の伐採

- 既存樹木を保存・活用し、特に周辺景観に影響のある樹高の高い樹木の伐採はできる限り避ける。
- 伐採後は、周辺の植生との調和や生態系の保全に配慮した緑化等に努める。

(4) 屋外における土石、再生資源、その他物件等の堆積

- 道路や公園などの公的空間から望見できる範囲への設置を避ける。
- 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑え、植栽等で見えないように遮へいするよう努める。

※なお、類型別地域景観の境目などについては、周辺景観（他の類型別地域景観）との調和を図るよう、配慮してください。